

市議第 3 号

各務原市都市計画事業基金条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び各務原市議会会議規則（昭和 46 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により提出します。

令和元年 8 月 29 日提出

提出者	各務原市議会議員	杉山元則
賛成者	〃	古川明美

提案理由

都市計画事業又は土地区画整理事業の全てに充当できる都市計画事業基金を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 足立孝夫様

各務原市都市計画事業基金条例

(設置)

第1条 各務原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行う土地区画整理事業に要する資金に充てるため、都市計画事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、都市計画税の当該年度剰余金とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(各務原市学校施設整備基金条例の一部改正)

2 各務原市学校施設整備基金条例（平成30年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書きを削る。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に各務原市学校施設整備基金条例の規定により積み立てられている各務原市学校施設整備基金に属する現金（都市計画税をもって積み立てられたものに限る。）は、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。